

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
翌日と翌日は、
その翌日)

目次

◇規則 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

子宮がん集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

◇告示 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正

◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表の表中

一人月額	三〇、二七〇円
一人月額	三一、七七〇円
一人月額	三三、二七〇円
一人月額	二九、二七〇円
一人月額	三〇、七七〇円
一人月額	三二、二七〇円
一人月額	三一、二七〇円
一人月額	三二、七七〇円
一人月額	三四、二七〇円
一人月額	三〇、二七〇円
一人月額	三一、七七〇円
一人月額	三三、二七〇円

を

一人月額	三二、六九〇円
一人月額	三四、一九〇円
一人月額	三五、六九〇円
一人月額	三一、六九〇円
一人月額	三三、一九〇円
一人月額	三四、六九〇円
一人月額	三一、六九〇円
一人月額	三三、一九〇円
一人月額	三六、六九〇円
一人月額	三二、六九〇円
一人月額	三四、一九〇円
一人月額	三五、六九〇円

に改める。

別表の備考の2中「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に改める。

附則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十一号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和五十年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「千百円」を「千二百五十円」に改める。

附則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

子宮がん集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十二号

子宮がん集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則

子宮がん集団検診事業交付金交付規則（昭和四十三年四月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「二千二百円」を「二千五百円」に、「千百円」を「千二百五十円」に改める。

附則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十三号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四

十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「二百四十円」を「二百六十九円」に、「七十七円」を「八十四円」に、「百六十円」を「二百二十円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

鳥取県営駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十四号

鳥取県営駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営駐車場の管理に関する規則(昭和四十六年十一月鳥取県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第二条関係)」に改め、同表の表中「こえる」を「超える」に、「四、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 改正後の鳥取県営駐車場の管理に関する規則別表の規定は、昭和五十六年四月一日以後に発行する定期駐車券に係る定期駐車料金について適用し、同日前に発行した定期駐車券に係る定期駐車料金については、な

お従前の例による。

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十五号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則(昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表第二一号イ(1)の表中「二二〇、〇〇〇円」を「二二五、〇〇〇円」に、「九九、〇〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に、「九二、〇〇〇円」を「九九、〇〇〇円」に、「八六、〇〇〇円」を「九三、〇〇〇円」に、「七五、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に改め、同号イ(1)イの表中「一三、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改め、同号イ(1)ロの表中「七五八、〇〇〇円」を「七七二、〇〇〇円」に、「九、九一〇、〇〇〇円」を「一〇、〇一三、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則別表第二の規定は、昭和五十六年四月一日以後に移転者等が借り入れた建築資金等について適用し、同日前に移転者等が借り入れた建築資金等については、なお従前の例による。

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十六号

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則(昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「四百円」を「五百円」に、「百円」を「二百円」に、「二百円」を「三百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百十八号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について)の一部を次のように改正し、昭和五十六年四月一日から施行する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号中「百十円」を「百十五円」に改め、第二号イ中「二百円」を「三百五十円」に改め、同号ロ中「千二百円」を「千四百円」に改め、同号ハ中「千百円」を「千二百五十円」に改める。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県公安委員会規則第三号

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。
(少年室)

第二十条の二 防犯課に、少年室を附置する。

2 少年室の位置は、鳥取市とする。

3 少年室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

4 室長は、上司の命を受け、少年室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第四号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和五十三年三月鳥取県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則

課 署 別	警 察 官						計	一般職員
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査			
秘 書 課	1	2		1		4	16	
会 計 課	1					1	17	
警 務 課	4	4	4	4	7	23	20	
教 養 課	1	1	4	2		8	3	
厚 生 課		1				1	9	
監 察 官 室	1	1	1	1		4	1	
捜 査 第 一 課	3	4	8	9		24	7	
捜 査 第 二 課	1	4	4	7		16	2	
防 犯 課	2	4	4	4		14	5	
鑑 識 課	1	2	1	3	2	9	10	
科学捜査研究所							10	
警 備 課	3	5	9	21		38	4	
外 勤 課	2	6	6	4		18	2	
機 動 隊	1	1	1	3	21	27	1	
交 通 企 画 課	3	3	5	6		17	9	
交 通 指 導 課	1	3	3	5		12	2	
運 転 免 許 課	3	2	5	2		12	32	
交 通 機 動 隊	1	1	3	10	28	43	1	
警 察 学 校	1	2	6	1	18	28	6	
小 計	30	46	64	83	76	299	157	
岩 美 警 察 署	1	1	2	9	17	30	3	
鳥 取 警 察 署	1	7	23	56	98	185	15	
郡 家 警 察 署	1	3	8	18	23	53	4	
智 頭 警 察 署	1	1	2	8	13	25	3	
浜 村 警 察 署	1	2	4	9	15	31	3	
倉 吉 警 察 署	2	6	16	37	52	113	13	
八 橋 警 察 署	1	3	5	12	15	36	5	
米 子 警 察 署	1	7	19	62	112	201	17	
境 港 警 察 署	1	4	10	18	22	55	9	
溝 口 警 察 署	1	1	2	8	14	26	3	
黒 坂 警 察 署	1	1	2	8	14	26	3	
小 計	12	36	93	245	395	781	78	
合 計	42	82	157	328	471	1,080	235	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取

県

【定価一部一箇月十円(送料を含む)】